

経 済 産 業 省

平成30年9月27日
20180926製局第1号

経済産業省製造産業局長

特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用に係る平成31（2019）年分の内示申請手続きについて

「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」（平成30年9月21日付け20180920製局第1号）に基づく、平成31（2019）年分の内示申請手続きは下記のとおりとする。

記

1. 対象品目

特定物質代替物質（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書FのグループⅠ及びグループⅡに属する物質）

【附属書F】

物質名	化学式	地球温暖化係数
グループⅠ		
1・1・2・2—テトラフルオロエタン (別名 HFC-134)	CHF_2CHF_2	1,100
1・1・1・2—テトラフルオロエタン (別名 HFC-134a)	CH_2FCF_3	1,430
1・1・2—トリフルオロエタン (別名 HFC-143)	CH_2FCHF_2	353
1・1・1・3・3—ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245fa)	$\text{CHF}_2\text{CH}_2\text{CF}_3$	1,030
1・1・1・3・3—ペンタフルオロブタン (別名 HFC-365mfc)	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_2\text{CH}_3$	794
1・1・1・2・3・3・3—ヘプタフルオロプロパン (別名 HFC-227ea)	$\text{CF}_3\text{CHFCF}_3$	3,220
1・1・1・2・2・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236cb)	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CF}_3$	1,340
1・1・1・2・3・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236ea)	$\text{CHF}_2\text{CHFCF}_3$	1,370

1・1・1・3・3・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236fa)	CF ₃ CH ₂ CF ₃	9,810
1・1・2・2・3—ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245ca)	CH ₂ FCF ₂ CHF ₂	693
1・1・1・2・3・4・4・5・5・5—デカフルオロペンタン (別名 HFC-43-10mee) ジフルオロメタン (別名 HFC-32)	CF ₃ CHFCHFCF ₂ CF ₃ CH ₂ F ₂	1,640 675
1・1・1・2・2—ペンタフルオロエタン (別名 HFC-125)	CHF ₂ CF ₃	3,500
1・1・1—トリフルオロエタン (別名 HFC-143a)	CH ₃ CF ₃	4,470
フルオロメタン (別名 HFC-41)	CH ₃ F	92
1・2—ジフルオロエタン (別名 HFC-152)	CH ₂ FCH ₂ F	53
1・1—ジフルオロエタン (別名 HFC-152a)	CH ₃ CHF ₂	124
グループⅡ トリフルオロメタン (別名 HFC-23)	CHF ₃	14,800

2. 申請の区分ごとの手続き

2.1 基本的運用による割当て

(1) 対象者

特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について(平成30年9月21日付け20180920製局第1号。以下、「運用通知」という。)2. 基本的運用に基づき、平成31(2019)年分として、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(以下、「オゾン層保護法」という。)第4条第1項に基づく製造許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当て内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第1「申請基準値の設定並びに製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」
- ・別添様式「申請基準値の設定並びに製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」

(3) 受付期間

平成30年9月28日から10月19日

(4) その他

- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めるとやヒアリングを行うことがある。
- ・運用通知2.(1)に規定する削減率 α の値は、別途、オゾン層保護等推進室のホームページに公表する値を用いること。

2.2 内示された割当て数量の変更

(1) 対象者

運用通知2.(4)割当て決定の手順に基づき、平成31(2019)年分として、オゾン層保護法第4条第1項若しくは同法第8条第1項に基づく製造許可又は同法

第6条に基づく輸入承認・割当てによる許可数量若しくは承認数量の変更の内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第2「製造数量及び輸入数量の割当て変更内示申請書」
- ・別添様式「製造数量及び輸入数量の割当て変更内示申請書の根拠データ」
- ・承認された輸入者にとっては、当該承認に係る規制年度の輸入通関実績の裏書き（写し）

(3) 受付期間

平成31年1月4日から平成31年12月2日

(4) その他

- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。

2. 3 例外的運用による割当てのうち突発的事情への対応

(1) 対象者

運用通知3.(1)突発的事情への対応に基づき、オゾン層保護法第4条第1項若しくは同法第8条第1項に基づく製造許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当て内示を希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第3「突発的事情への対応に要する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」
- ・別添様式「突発的事情への対応に要する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」

(3) 受付期間

平成31年1月4日から平成31年12月2日

※やむを得ない理由により12月3日以降に申請する必要がある場合は、オゾン層保護等推進室まで相談すること。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに留意すること。

(4) その他

- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。

2. 4 例外的運用による割当てのうち低温温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

(1) 対象者

運用通知3.(2)低温温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与に基づき、オゾン層保護法第4条第1項若しくは同法第8条第1項に基づく製造許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当て内示を希望する者

- (2) 提出書類
- ・様式第4「画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」
 - ・別添様式「画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」
 - ・製品の安全性、省エネ性、経済性等を説明するための資料
- (3) 受付期間
- 平成30年9月28日から10月19日
平成31年1月4日から平成31年12月2日
- (4) その他
- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。
 - ・平成31年中も上記に記載した期間受付をするが、この場合、国全体の製造量及び消費量の割当て合計が上限に達し次第、受付を停止することがある。

2. 5 例外的運用による割当てのうち例外的用途に係る割当て

- (1) 対象者
- 運用通知3.(3)例外的用途に係る割当てに基づき、オゾン層保護法第4条第1項若しくは同法第8条第1項に基づく製造許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当て内示を希望する者
- (2) 提出書類
- ・様式第5「例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」
 - ・別添様式「例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」
- (3) 受付期間
- 平成30年9月28日から10月19日
平成31年1月4日から平成31年12月2日
- (4) その他
- ・例外的用途のうち半導体等の製造用途として割当てを希望する場合には、当該内示申請と平行してオゾン層保護法第12条に基づく原料として使用の確認の申請を行うこと。その際、当該内示申請書の「その他特記すべき事項」に、原料としての使用の確認申請をe-Govを用いて実施した時に付与される到達番号等(複数ある場合は複数の番号)を記載し、申請の関係性を明確にすること。なお、審査はこれら申請書が全てそろい次第行うこととする。
 - ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。
 - ・平成31年中も上記に記載した期間受付をするが、この場合、国全体の製造量及び消費量の割当て合計が上限に達し次第、受付を停止することがある。

2. 6 例外的運用による割当てのうち新規参入者への割当て

(1) 対象者

運用通知 3. (4) 新規参入者の取扱いに基づき、オゾン層保護法第 4 条第 1 項に基づき製造許可又は同法第 6 条に基づき輸入承認・割当てを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第 6 「製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書（新規参入者用）」
- ・別添様式「製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書（新規参入者用）の根拠データ」

(3) 受付期間

平成 30 年 9 月 28 日から 10 月 19 日

平成 31 年 1 月 4 日から平成 31 年 1 月 2 日

※やむを得ない理由により 1 月 3 日以降に申請する必要がある場合は、事前にオゾン層保護等推進室まで相談すること。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに留意すること。

(4) その他

- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めるとやヒアリングを行うことがある。
- ・平成 31 年中も上記に記載した期間受付をするが、この場合、国全体の製造量及び消費量の割当て合計が上限に達し次第、受付を停止することがある。

2. 7 輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て

(1) 対象者

運用通知 3. (5) 輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当てに基づき、オゾン層保護法第 6 条に基づき輸入承認・割当てを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第 7 「輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て内示申請書」
- ・別添様式「輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て内示申請書の根拠データ」
- ・輸出した実績を証明する書類又は輸出することが確実であることを証明する書類

(3) 受付期間

平成 30 年 9 月 28 日から 10 月 19 日

平成 31 年 1 月 4 日から平成 31 年 1 月 2 日

(4) その他

- ・輸出の実績数量又は輸出することが確実である数量を超えて、割当て希望輸入数量を申請することはできない。

- ・輸出数量は割当てを希望する年の数量とし、当該数量を輸出した実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を申請と併せて提出すること。
- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。

3. 提出方法

原則 e-Gov 電子申請による。ただし、PC 環境等により e-Gov を利用できない場合は書面を用いた申請を行うことができるが、その場合は十分な余裕を持って事前にオゾン層保護等推進室まで相談すること。

4. 提出された申請書の取扱い

経済産業省は提出された申請書の取扱いについて、以下に掲げる事項を遵守する。

- (1) 提出された申請書を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。
- (2) 申請書は、本運用の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 申請書を複製する場合には、本運用の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
- (4) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を書面をもって通知する。

5. 用語の定義等

- 「数量」は、実量ベースのHFCの量 (kg) に、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成六年政令第三百八号) 別表第二 (第一条関係) に掲げる地球温暖化係数を乗じた値 (単位はGWP換算数量(kg)) を指す。
- 「製造数量」は、自ら国内で製造した数量を指し、原料用途使用量を含まない。委託製造による製造分については、委託元の製造数量として計上すること。なお、モニトリオール議定書附属書CのグループIに属する物質又は附属書Fに掲げる物質 (ハイドロフルオロカーボン) の製造工程において発生した附属書FのグループIIに属する物質が、当該工程の設備の外へ放出がされないまま破壊された場合は、製造数量に含まない。
- 「輸入数量」は、自ら直接行った輸入についての輸入通関時の数量を指し、原料用途使用量を含まない。委託輸入による輸入分については、委託元の輸入数量として計上すること。
- 「輸出用製造数量」は、自ら国内で製造した数量のうち、自ら直接行った輸出についての輸出通関時の数量を指す。委託輸出による輸出分については、委託元の輸出数量として計上すること。
- 「輸出数量」は、直接行った輸出についての輸出通関時の数量のうち輸出用製造数量を含まない数量を指す。委託輸出による輸出分については、委託元の輸出数量として計上すること。
- 国内の製造業者又は輸入業者等から購入した量は、製造数量や輸入数量に含まない。
- 議定書附属書Fに掲げる物質 (ハイドロフルオロカーボン) 又は当該物質を含む混合物が冷媒等として設備、装置又はエアゾール製品等の使用システムの一部を構成

しているものを輸入又は輸出した場合は、当該物質の量を輸入数量又は輸出用製造数量に計上しないこと。

- 「原料用途使用量」は、以下を指す。
 - ① 自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等した数量
 - ② 他者が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他者に譲渡等した数量
- 「委託」について製造業者等と購入者間の取引が委託行為に該当するか否かは、当事者の協議により判断される必要があるが、その際には以下を目安として、判断することとする。

一般に「委託」とは、本来自らが行うべき行為を他人に依頼して代わりにしてもらうことを指す。委託をされる側（受託者）が実施する行為は、委託をする側（委託者）が本来行うべき行為の代替となることから、受託者による受託業務の実施に関して、委託者が一定以上の関与をすることが出来るような契約を締結していることが通例であると考えられる。

このため、委託の解釈に際して、製造者や輸入者、輸出者と購入者の間で締結される契約において、委託契約に特徴的な下記の事項に係る特別な規定が複数（3つ以上）ある場合を委託契約と判断することを目安とする。

- ① 製品の製造、加工、荷造、在庫、輸送などに関する指示に従って製造や輸入、輸出を行うべき定めに関する事項（業務指示）
- ② 製品の製造、加工、荷造、輸送等に関する事項（技術指導）
- ③ 原材料（又は荷造材料）の供給に関する事項
- ④ 機械、機具、治具、工具等の貸与若しくはそれらの維持管理責任に関する事項
- ⑤ 原料、半製品、製品等に関する所有権に係る事項
- ⑥ 引渡完了前の棚卸資産に生じた滅失、破損等損害の負担に関する事項（危険負担）
- ⑦ 委託製造に係る製品又は競合品の第三者への販売の禁止に関する事項
- ⑧ 製品製造に係る知財権の許諾に関する取り決めに関する事項

6. 本手続きに関する問い合わせ先

製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03（3501）4724

e-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp

ホームページ：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html